

改正

令和4年3月31日要綱基準等第25号

令和4年7月6日要綱基準等第35号

幕別町特産品研究開発事業補助金交付要綱

幕別町特産品研究開発事業補助金交付要綱（平成16年要綱基準等第20号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、特産品開発により産業の活性化を図るため、幕別町補助金等交付規則（平成18年規則第74号）に定めるもののほか、幕別町特産品研究開発事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、新たな特産品の開発による町の産業振興と販路の開拓による安定した事業運営の推進を目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において新たな特産品とは、補助金の交付を受けようとする者が開発及び販売する商品であって、町内で生産する原材料を使用している商品又は町内で製造若しくは加工する商品で、町の魅力を発信する商品をいう。ただし、従来の商品を改良したもの及び飲食店で提供する料理等は除く。

（補助金の交付対象）

第3条 補助金の交付となる対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内の事業者又は町内に住所を有する者が行う新たな特産品の開発及び当該特産品の販路開拓に係る事業であって、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 新たな特産品の開発のための調査研究に係る事業
 - (2) 新たな特産品の容器、包装及びパンフレット等のデザイン作成に係る事業
 - (3) 新たな特産品の販路開拓のための展示会等への出展、セミナーへの参加、専門コンサルタントへの委託及び物販イベント等に係る事業
- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項に規定する補助対象事業に係る経費の中から、別表に掲げるものとする。
- 3 国、北海道その他機関から補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等を補助対象経費から控除する。

（補助金の額等）

第4条 前条第1項第1号及び第2号にかかる補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内で合計100万円を限度とし、同項第3号にかかる補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で50万円を限度とする。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金は、1つの新たな特産品につき1回限りとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 補助金は、補助事業者一人につき、年度ごとに新たな特産品一つまでとする。
- 4 補助金の交付の期間は単年度とする。ただし、事業の内容により3か年度を限度に補助金の交付を受けることができる。

（計画書等の提出）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を行う前に次に掲げる書類を町長に提出する。

- (1) 補助事業計画書（様式第1号）
- (2) 特産品研究開発内訳書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費内訳書（様式第3号）

（計画書等の審査）

第6条 前条の書類の提出があった場合には、書類の内容を幕別町特産品研究開発事業補助金審査委員会において審査する。

- 2 前項の規定により審査結果の内容の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日要綱基準等第25号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
（幕別町特産品研究開発事業補助金審査委員会要綱の一部改正）
- 2 幕別町特産品研究開発事業補助金審査委員会要綱（平成28年要綱基準等第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則（令和4年7月6日要綱基準等第35号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、現に存在する改正前の第1条から第103条までに規定する要綱基準等（以下「各要綱」という。）の規定により使用されている書類は、改正後の各要綱に規定する様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の各要綱の規定により作成された様式用の用紙で、現に存在するものは必要な修正を加え、なお当分の間、使用することができる。

別表 (第3条関係)
別表 (第3条関係)

補 助 対 象 経 費

経費区分	内容
報償費	外部専門家、技術指導員等に係る指導費用及びコンサルタント費用
原材料費、消耗品費、印刷費	新たな特産品の試作に係る必要な原材料及び消耗品等の購入に要する経費、販路開拓のための展示会等に係る必要な原材料費及び消耗品等の購入に要する経費、新たな特産品の宣伝パンフレット等の印刷費用
通信費、運搬費	郵便及び宅配料等の費用
機器リース費	新たな特産品開発用の実験装置、測定機器及び機械器具等の使用料
調査費、研究費	新たな特産品開発用の調査及び研究費
施設及び設備等賃貸料	販路開拓のための展示会等に係る施設及び設備等の使用料
外部委託料	新たな特産品開発のための調査及び試作費用、新商品のパッケージ及びパンフレット等のデザイン費用
人件費	販路開拓のための展示会等に係る販売員の臨時的な人件費
旅費及び交通費	販路開拓のための展示会等に係る旅費及び交通費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、町長が必要かつ適当と認める経費

備考 補助対象経費には、消費税を含むものとする。

留意事項

次の経費は、補助対象経費とすることができない。

- (1) 不動産（土地及び建物）の取得費用、賃貸料
- (2) 税金、光熱水費等（販路開拓のための展示会等に係る光熱水費等を除く。）
- (3) 接待費、会食費等
- (4) 人件費（販路開拓のための展示会等に係る販売員の臨時的な人件費を除く。）
- (5) 旅費及び交通費（販路開拓のための展示会等に係る旅費及び交通費を除く。）
- (6) パソコン、デジカメ等の日常使用する汎用物品
- (7) その他町長が補助に適さないと認める経費

様式第1号 (第5条関係)
様式第1号 (第5条関係)

補 助 事 業 計 画 書

年 月 日

幕別町長 様

事業計画者 住 所
代表者

(法人以外は記名押印に代えて署名することもできます。)

事業名 幕別町特産品研究開発事業

年度において「幕別町特産品研究開発事業補助金」の交付を受けて標記の事業を行いたいのであらかじめ審査を受けたく下記のとおり事業計画書を提出します。

記

1 事業計画の概要

2 補助金交付申請予定額

円

様式第2号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

特産品研究開発内訳書

1 事業名
2 事業主体
3 開発しようとする特産品名
4 研究開発の理由
5 町の特性を生かした新たな特産品であることの説明
6 原料名及び原料確保の見通し
7 新商品の生産体制、方法
8 新商品の販売体制、方法

様式第3号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

補助対象経費内訳書

(単位：円)

補助対象経費の内容 (明細を記入)	事業費 (a)	うち補助 対象経費	補助金 (b)	自己資金等 (a)-(b)= (c)
1 新製品開発のための調査研究に係る経費 (補助率2/3)				
2 容器、包装、パンフレット等のデザインに係る経費 (補助率2/3)				
3 販路開拓のための展示会等の経費 (補助率1/2)				
合計金額				

※補助対象経費は、見積書等明細のわかるものを添付すること。

※補助金欄はすべての補助金を記入すること。